

平成三十年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

令和二年二月二十七日

同	同	同	広島県監査委員
川	奥	金	松
上		口	岡
俊	兆		宏
幸	生	巖	道